

2013年9月

中国商標法 改正決定

これまで何度かご案内差し上げました改正中国商標法がようやく8月30日に全国人民代表大会（わが国の国会に相当）の常務委員会において採択、公布され、2014年5月1日から施行されることとなりましたので、その主な改正点をご紹介します。

登録を認める商標の範囲の拡大—音響商標の出願が可能となる

現行法：第8条（出願、登録対象商標）

・・・いかなる視覚的標識（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）は、全て商標として登録出願することができる。

改正法：第8条（出願、登録対象商標）

・・・視覚的標識（文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状及び色彩の組合せ、並びにこれらの要素の組合せを含む）及び音声等を含み、並びにこれらの要素の組合せは、全て商標として登録出願することができる。

注記：改正法には「音声」ではなく「音声等」とありますが、この「等」には「香り」、「位置」、「動き」、「単独色彩」、「ホログラム」、「味覚」などの商標は含まれず、保護範囲が拡大されたのは音響商標のみです。

不登録理由の追加

その1・他人の未登録商標の登録禁止

現行法：第15条（代理人、代表者による無断登録の禁止）

改正法：15条2項（第2項として下記を追加）

他人が同一もしくは類似する商品につき先に使用している未登録商標と同一もしくは類似する出願商標は、出願人がその他人と取引関係がありその商標の存在を明らかに知っており、またその他人が異議を申立てた場合には、登録を認めない。

注記：これによると、(1) 当方の商標が中国において先に使用された事実があり、(2) 出願人と取引があり、(3) また異議を申立てる場合には、当方の商標が中国において著名でなくとも他人によるその登録を阻止することができることになります。

その2・信義誠実の原則に反する商標の登録禁止

現行法：該当条文なし

改正法：第7条

商標の出願および登録は信義誠実の原則に則ってなされなければならない・・・

一出願多区分制度の導入

現行法：第20条

商標登録出願人は異なる区分の商品について同一商標登録を出願する場合には、商品区分表に従い出願をしなければならない。

改正法：第22条

・・・商標登録出願人は一つの出願において複数の商品類の商品について同一商標を登録出願することができる。

注記：多区分出願が可能となりますが、出願分割制度は導入されませんでした。

指令応答制度の導入

従前は指定商品／指定役務表示が不備の場合のみ指令が発せられ応答が可能であり、実質的な拒絶理由に対しては再審査請求が必要とされていましたが、改正後は方式不備に加えて実質的な拒絶理由についても意見書提出が可能となります。(改正法第30条)

審理期間の制約

出願、再審査、不使用取消審判等の審理期間は原則として**9か月以内**(出願審査以外の場合には3ヶ月の延長可)に、異議申立事件、異議決定不服審判事件、無効審判事件の審理期間は原則として**1年以内**(特別な場合は6ヶ月の延長可)に定められました。(改正法第28条、34条、35条、ほか)

これによって事件の決定を早く得ることができるようになることが期待できますが、その反面、出願人、請求人の側にも証拠や請求理由の補充が急がれることになると思われます。

なおこれは審査官や審判官に対する制約ですが、出願人側に対する制約、たとえば出願が拒絶された場合の再審査請求の期間(15日)には変更がありません。この請求期間が極めて短いことはかねてから問題となり、法改正の審議過程においても話題となってこれを30日に延ばす案も検討されましたが、結局のところこの改正は見送られました。

異議申立制度の改正

その1. 申立人の制約

現行法：第30条

・・・何人も異議を申立てることができる。

改正法：第33条

先行権利者もしくは利害関係人は異議を申立てることができる。

注記：この結果、ダミーによる異議申立ができなくなりますが、対策としてダミーにより同一商標を出願し、その上で異議を申立てる方法が考えられます。なお不使用取消審判の請求人については改正されませんでしたので、従前通りダミーによる請求が可能です。

その2. 不服申立の制約

従前は異議申立人、出願人の双方とも異議決定を不服とする再審査請求が可能でしたが、改正法では異議申立理由ありと判断された場合、出願人は不服審判請求が可能ですが、理由なしと判断された場合、異議申立人は不服申立はできず、不服の場合は別途無効審判を請求することが必要となり、この点においてはわが国の制度と似た制度となりました。

先使用权の追加

現行法：該当条文なし

改正法：第59条3項

・・・出願日前から他人の同一もしくは類似する商標が使用され、且つある程度の影響を有するようになった場合、商標登録権利者はその商標の使用を禁止することはできない。ただし、区別可能な記載を要求することができる。

登録取消理由の追加

現行法：第44条

継続して3年間不使用の場合(ほか)

改正法：第49条(継続3年間不使用の場合、ほか、に追加)

登録商標が指定商品または役務の一般名称となったとき

注記：わが国では普通名詞となった登録商標は、せいぜいその登録の効力が及ばなくなると規定されているに止まりますが(日本国商標法26条)、中国では更に進んでそのような商標の登録を取消す制度が導入されました。従って中国においては登録商標を普通名詞的に使用することは登録そのものが取消される虞がありますので注意が必要です。

更新出願期間の延長

現行法：第38条

・・・満了日前6か月以内に・・・

改正法：第40条

・・・満了日前12か月以内に・・・(更に6ヶ月の延長可)

不正競争行為と見做す行為の規定

現行法：該当条文なし

改正法：第58条(新設)

他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名に商号として使用し、公衆を誤認させ、不正競争に該当する行為は、不正競争防止法に基き処分する。

注記：有名ブランドを無断で商号中に採択された日本企業の利用が期待される条文です。

類似商標登録の一括譲渡の規定

現行法：該当条文なし

改正法：第42条2項(新設)

登録商標を譲渡するとき、商標権者はその同一商品につき登録した類似商標、または類似商品について登録した同一もしくは類似する商標を一括して譲渡しなければならない。

注記：わが国にもかつては同様の制度があり、そのために連合商標制度がありましたが、中国ではこのように自由譲渡を禁止しながら連合商標の制度は採用していません。

不使用商標登録についての損害賠償責任の例外規定の新設

現行法：該当条文なし

改正法：第64条(新設)

(商標権侵害による賠償請求事件において)被請求人が請求人の登録商標が使用されていないと抗弁するとき、裁判所は請求人に3年以内の使用証拠の提出を要求することができる。請求人が3年以内の使用の事実または侵害により損失を被ったことを立証できない場合には、被請求人は賠償責任を負う必要はない。

注記：この場合、侵害者は賠償責任を負わないとしても、侵害行為の中止まで免責されることはない。

馳名商標の乱用禁止規定

現行法：該当条文なし

改正法：第14条5項(新設)

生産者、経営者は、商品、商品の包装または容器、または広告宣伝、展示その他の商業活動において「馳名商標」の表示を使用してはならない。

注記：「馳名商標」(＝著名商標)の認定は各事件においてその都度認定することを原則としますので、ある商標が特定の事件において「馳名商標」と認定されたことを根拠として「馳名商標」の表示を乱用することを禁止するための規定と思われます。

以上のほか、侵害に対する処罰の厳格化(賠償額の引き上げ)、商標代理機構(商標代理人)の義務などが改正法に見られますが、以前話題となっていた「無審査」、「出願分割」、「再審査請求期間の延長」、「OEM管理制度」などの制度の導入は今回の法改正では見送られました。なおご不明の点あればご遠慮なくお問い合わせ下さい。

以上